

子どもアドボカシー学会研究倫理規程にもとづくガイドライン

本ガイドラインは、子どもアドボカシー学会「研究倫理規程」にもとづき、本学会会員が研究活動を行う際に遵守すべき事項を定めるものである。

1. 研究活動の全般に関わる倫理的配慮

- 1) 研究活動の全般において、対象者や対象機関等の名誉やプライバシー等の人権を尊重することを明確に認識して行動しなければならない。
- 2) 研究活動の全般において、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語や差別的表現とされる用語を使用してはならない。ただし、研究上で必要な引用等についてはこの限りではない。
- 3) 研究活動の全般において、その資金提供者等の恣意的な意図に影響されてはならず、科学性や公平性等にもとづいて研究を行わなければならない。

2. 調査・研究の計画と実施

- 1) 調査・研究を計画また実施する際、倫理的問題が生じうる可能性を事前に十分に検討しなければならない。
- 2) 人を対象とする調査・研究を行うにあたっては、所属する研究機関での研究倫理審査を受けることができる場合は、原則として審査を受けなければならない。
- 3) 上記(2)に該当しない場合でも、勤務先や所属機関等における立場で調査・研究を行うにあたっては、勤務先や所属機関等の許可を得なければならない。
- 4) 調査・研究で用いる質問紙やインタビュー調査の質問項目における文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。
- 5) 人を対象とする調査・研究を行う場合、対象者に対して、事前に調査の目的、内容、公表の可能性について、事前に十分に説明して、理解されたことを確認し、原則として文書で同意を得なければならない。また、協力は任意であること、いつでも中断や撤回ができること、それによりなんら不利益を被らないことを伝えなければならない。
- 6) インタビューの録音、調査・研究に関わる写真・動画の撮影等を行う場合は、対象者やその所属機関等の承諾を得なければならない。
- 7) 子どもや、障害や疾患を有する等により、通常の方法の説明では、研究内容の理解や同意を得るのが困難な対象者に対しては、それぞれに応じてわかりやすく説明するよう努め、必要に応じて代諾者の同意を得るなど、最大限の配慮を行わなければならない。
- 8) 対象者にとって、心身の負担等の問題や社会関係上の問題が生じないように配慮しなければならない。
- 9) 対象者のプライバシーに著しく立ち入る情報（成育歴、障害、疾患、性的指向、宗教的信仰、政治的信念、エスニシティ等）を取り扱う場合にはとりわけ、データの取り扱いに留意しなければならない。
- 10) 調査・研究で得られたデータを偽造・捏造・改竄してはならない。
- 11) 研究目的外で、調査・研究で得られた情報を外部に漏洩してはならない。
- 12) 調査・研究の関係資料や得られたデータは、厳重に管理しなければならない。

13) 対象者が調査・研究について問い合わせできるように、研究代表者等の氏名や所属、連絡先を知らせなければならない。

14) 調査・研究は、対象者へのフィードバックを念頭に置いて行い、研究終了後も、対象者からの希望や要望に対して誠実に対応しなければならない。

3. 調査・研究成果の発表（口頭発表、論文等の原稿、絵や動画等のその他形式を含む）

1) 勤務先や所属機関等における立場で調査・研究の成果を発表するにあたっては、勤務先や所属機関等の許可を得なくてはならない。

2) 成果を発表する際には、無用に個人情報を開示したり、個人・団体・地域等の名誉やプライバシーを侵害したりしないように配慮、工夫しなければならない。

3) 発表においては、状況や必要に応じて、対象者や資金提供元への謝辞を明記しなければならない。

4) 発表においては、調査の方法と過程を明示し、必要に応じて詳細に示さなければならない。

5) 調査結果を改竄してはならない。

6) 調査で得られた情報は、対象者に承諾を得た本来の目的以外で使用してはならない。

7) 先行研究での調査項目の全部または一部を使用した場合、その旨を明示しなければならない。

8) 事例研究の場合、原則として、対象者が特定できないように匿名化して発表を行わなければならない。匿名性確保のため事例を加工する場合は、その旨を表示しなければならない。

9) 共同研究の成果の発表においては、連名者は貢献に応じた取り扱いを受けなければならない。研究に直接貢献していない者の名を連ねる行為（ギフトオーサiership）や、研究に重要な貢献をしているにも関わらず名を明記しない行為（ゴーストオーサiership）等は慎まなければならない。

10) 共同研究の一部または全部を、他の共同研究者の同意なく発表することは慎まなければならない。

4. 引用

1) 先行業績を引用する場合は明示し、自説と他説を峻別しなければならない。明示されない場合、盗作あるいは剽窃と見なされることを強く自覚しなければならない。

2) 引用は、できる限り原典主義を貫かななければならない。原典が入手できない等のやむを得ない場合のみ、いわゆる孫引きが認められる。

3) 文章に加えて、図や表、写真等の引用についても出典を明示し、必要に応じて著作権者の許可を得なければならない。

5. 論文等の原稿投稿

1) 原著の投稿、あるいは公表については、二重（多重）に行ってはならない。

2) すでに自身によって公表された調査・研究成果の一部を修正して発表する場合、その旨を明示しなければならない。

3) その他、論文等を学会誌に投稿する場合は、投稿要項、執筆要項等を遵守しなければならない。

6. ハラスメント（嫌がらせ等）

- 1) 会員は、対象を特定し、もしくは特定せずに、不当な中傷を行ってはならない。
- 2) 会員は、調査・研究活動において、いかなるハラスメント行為もしてはならない。
- 3) 研究機関や所属機関、共同研究組織等において、上位の権限・権威・権力・影響力を持つ者がそれを行って、下位の者に対して、研究・教育・資格付与・昇進・配分等において不当な差別を行う等、不利益を与えてはならない。

7. その他

- 1) 外部資金や競争的資金を使用して調査・研究を行う場合、資金を公正に使用し、またその会計を明瞭にするとともに証拠書類の整理保存に努めなければならない。
- 2) 外部機関等との共同研究や第三者機関等への委託を行う場合、当該機関等での研究倫理についても十分確認しなければならない。
- 3) 調査・研究の実施者と、対象者や対象機関等との、利益相反関係（研究結果に影響を及ぼす可能性のある経済的利害関係）については、研究成果等に対するバイアス（利害関係者に有利なデータ解釈等）を防止するため適正に対応しなければならない。
- 4) 本ガイドラインの変更は、『子どもアドボカシー研究』編集委員会の承認を得て理事会で行うものとする。

附則

1. 本ガイドラインは、2022年8月20日から施行する。